# 月刊AMCPレポート

AMCパートナーズ株式会社 AMCパートナーズ税理士法人

〒541-0054 大阪市中央区南本町2-3-8 Tel:06-6262-2256/Fax:06-6262-2257

【AMCPグループ】 http://www.amcp.biz/

#### 財務 VOL.128

(令和1年11月30日発刊)

## 令和2年からの源泉所得税の改正点

令和2年より、働き方の多様化を踏まえ「働き方改革」を後押しするという観点から、所得税の大々的な改正が行われます。

メインとなる改正内容は、特定の収入のみに適用される「給与所得控除」及び「公的年金等控除」の金額を一律10万円引き下げ、どのような所得にでも適用できる基礎控除の控除額を10万円引き上げるというものです。以下どのような影響が生じるのか詳細を解説します。

#### 1. 給与所得控除と基礎控除の改正

上述のとおり、給与所得控除額が一律 10 万円引下げられ、これと同時に基礎控除額が10 万円引上げられます。これだけ見ると、ほとんどの給与所得者にとってはプラスマイナスゼロとなりそうですが、一部の方は増税となる改正が含まれています。

下記の表の通り、**給与所得控除額の上限額が195 万円に引下げ られ**、また、**上限額が適用される収入金額も850 万円まで引下げら れ**るため、**年収850 万円超**の方は**即増税と**なります。

[給与所得控除額の計算]

(単位:円)

給与の収入金額(A)	給与所得控除額	
	改正前	改正後
162.5 万以下	65 万	55 万
162.5 万超 180 万以下	A × 40%	A×40%-10万
180 万超 360 万以下	A×30%+18万	A×30%+8万
360 万超 660 万以下	A×20%+54万	A×20%+44万
660 万超 850 万以下	A×10%+120万	A×10%+110万
<b>850 万超</b> 1000 万以下	A ~ 10% 1 120 /J	195 万
1000 万超	220 万	

また、上述の通り基礎控除額は 10 万円引き上げられたものの、初めて「控除上限額の設定」と「所得により逓減制」が設けられ、合計所得金額 2,400 万円までは 48 万円の控除が受けられますが、それを超えると徐々に控除額が逓減していき、2,500 万円を超えると適用なしとなり、高額所得者にとっては増税となっています。

[基礎控除額の計算]

(単位:円)

合計所得金額	基礎控除額	
口可仍付亚银	改正前	改正後
<u>2,400 万以下</u>	38 万	<u>48 万</u>
2,400 万超 2,450 万以下		32 万
2,450 万超 2,500 万以下		16 万
2,500 万超		<u>適用なし</u>

### 2. 所得金額調整控除の創設

ただし、給与収入が850万円を超え所得税が増税となる場合でも、 子育て・介護世帯については救済策がとられています。

それが新たに創設される所得金額調整控除です。

具体的には

- ①本人が特別障害者に該当する。
- ②23 歳未満の扶養親族を有する。
- ③特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する。

のいずれかの場合に、給与等の<u>収入額から850 万円を控除した金額</u> <u>の10%を給与所得の金額から控除</u>してくれる制度です。ただし、給与等の収入が1,000 万円を超える場合には1,000 万円が上限です。

計算例1:給与等の収入金額が900万円の場合 (900万円-850万円)×10%=**10万円** 計算例2:給与等の収入金額が1,100万円の場合 (1,000万円-850万円)×10%=**15万円** 

また、冒頭にお伝えした通り、「公的年金等控除額」についても今回一律 10 万円の引き下げ措置が行われているのですが、「給与所得」と「公的年金等の雑所得」の両方がある方は、両方の減額の影響を受けてしまう(20 万円の控除額減)ことになります。この事態を緩和するため、いずれか一方の控除額額(10 万円のみの控除額減)で済むような調整がこの「所得金額調整控除」内で行われます。

#### 3. その他の改正

また、上述の各種改正に伴い各種所得控除等を受けるための扶養 親族等の合計所得金額要件等の見直しも合わせて行われました。

例えば、
<u>扶養親族の合計所得金額要件は38万円から48万円に</u>
<u>引上げられる</u>のですが、そうなった場合、皆様が気になる「扶養にできる103万円の壁」についてはどのようになるのでしょうか?

[改正前]

給与収入 103 万円 - <u>給与所得控除 65 万円</u> = **38 万円** 〔改正後〕

給与収入 103 万円 - 給与所得控除 55 万円 = 48 万円

このように 103 万円という扶養控除が適用できる給与収入範囲に 変更はありません(従来通り)。

同じ考え方で、勤労学生控除は130万円、配偶者控除は150万円、配偶者特別控除は188万円が上限のまま、適用できる給与収入の範囲に変更はありません。

#### 4. 年末調整作業の複雑化

上記の改正に伴い、来年**令和2年の年末調整**からは、新たに**「給 与所得者の基礎控除申告書」、「所得金額調整控除申告書」**が年 **末調整関係書類に追加**されることとなります。

追加されるのは令和2年の年末調整からなので正式には"確定"で はありませんが、国税庁の様式案を見る限り「配偶者控除申告書」に 組み込まれるようです。

つまり、基礎控除・所得金額調整控除・配偶者控除のいずれかの 適用を受ける場合は、この申告書の提出が必要となります。ほぼ全て の給与所得者が対象になると考えられますので、事前の準備なども含 め、事務処理面での大きな負担増は避けられないでしょう。

なお、上述1. の改正により年収 850 万円以上、すなわち月額給 与が 70.8 万円以上の方は源泉所得税が若干増えることになりますの で、令和2年1月分の給与の差引支給額が若干減少する点にご留 意ください。